



埼玉県議会議員一般選挙

任期満了(4月29日祝)に伴い、埼玉県議会議員一般選挙が行われます。この選挙は、私たちの豊かな郷土・埼玉を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

選挙管理委員会事務局

TEL775-9689・FAX775-9819

投・開票日

4月7日(日)
7:00 ~ 20:00

【告示日】3月29日(金)

【定数】3人

【投票できる人】満18歳以上(平成13年4月8日生まれまで)で、平成30年12月28日までに上尾市に転入の届け出をし、引き続き市内に住民基本台帳の登録がある人

平成30年12月29日以降に上尾市へ転入した人

平成30年12月29日以降に埼玉県内の他市町村から上尾市に転入の届け出をした人で、旧住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次の①~③のいずれかの方法で投票できます。

①4月7日(日)に、前住所地の投票所で投票する

②3月30日(土)~4月6日(土)に、前住所地の選挙管理委員会で期日前投票する

③4月6日(土)までに上尾市の選挙管理委員会で不在者投票する(前住所地の選挙管理委員会で書類の請求が必要)

※前住所地の選挙管理委員会に「投票日の当日、選挙人名簿登録地の投票所へ行って投票できない」旨と「現住所地で投票したい」旨を宣誓した書類を提出し、投票用紙を請求してください。請求に基づき不在者投票関係の書類が送付されるので、封を切らずに上尾市選挙管理委員会または期日前(不在者)投票会場へ持参してください。

※①~③のいずれかの方法で投票する場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き上尾市に住所がある旨の証明書(無料)または、住民票の写しの提示が必要です。

※埼玉県議会議員一般選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票することができません。

■第36投票区の投票所がコミュニティセンターに

西保健センターを投票所としていた第36投票区は、改修工事のため、埼玉県議会議員一般選挙に限り、コミュニティセンターに投票所が変更になります。

■投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、3月下旬に投票所入場券を郵送します。投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。一人分ずつ切り離し、氏名を確かめてから、投票所に持参してください。また、期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に記入して、期日前投票所に持参してください。入場券が見当たらない、または届いていない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

■選挙公報は全世帯に戸別配布

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を全世帯に戸別配布します。投票の参考にしてください。なお、選挙公報は、市役所、各支所・出張所、郵便局などにも備えてありますので、利用してください。※選挙管理委員会で作成した「選挙のお知らせ」は3月下旬に全世帯に戸別配布する予定です。

■開票は即日、市民体育館で

埼玉県議会議員一般選挙は、即日開票します。4月7日(日)21時~ ※投票・開票速報を市ホームページでも発表します。

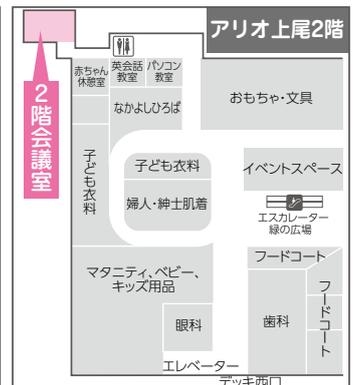
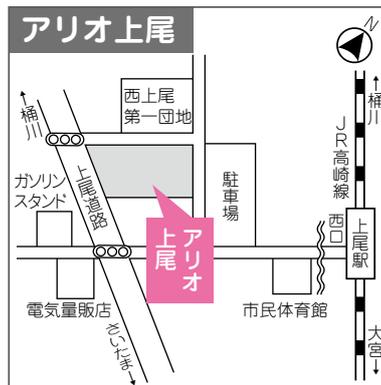
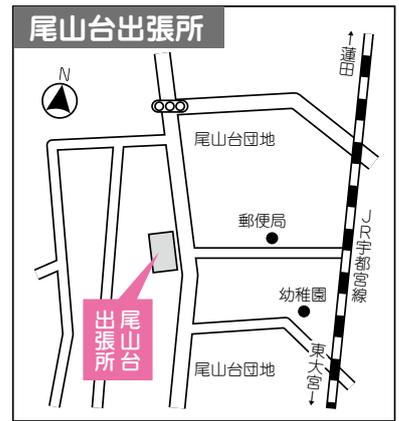
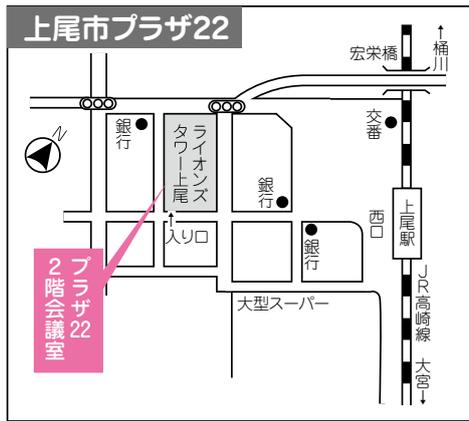
期日前(不在者)投票 ～投票日の当日、仕事などで投票できない人のために～

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は、投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます。

- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- 旅行や買い物などで投票日の当日に投票区内にいない
- 病気、けが、妊娠などの理由で歩くことが困難
- 引っ越しなどで県内の他市町村に住んでいる
- 天災または悪天候により投票所に行くことが困難

【期日前(不在者)投票所の場所と時間】

会場	期間	投票時間
市役所本庁舎東棟1階	3/30(土)～4/6(土)	8:30～20:00
上尾市プラザ22 2階会議室		9:30～20:00
アリオ上尾 2階会議室	3/31(日)～4/6(土)	10:00～20:00
尾山台出張所		9:30～17:00



出張先など滞在地で

仕事先や旅行先など、滞在先の市区町村選挙管理委員会でも不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めに問い合わせてください。

病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で投票することができます。入院・入所している施設へ申し出てください。

代理・点字・郵便投票 ～身体が不自由な人のために～

- **代理投票** 身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」を利用できます。係員は投票内容を絶対に他人に話すことはありませんので、安心して申し出てください。
- **点字投票** 目の不自由な人に点字器と点字用投票用紙を用意しています。投票所の係員に申し出てください。
- **郵便投票** 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている、もしくは介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人は、郵便投票ができます。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。＊身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては、郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

上尾市災害廃棄物処理計画(案)への意見を募集

西貝塚環境センター ☎78119141
☎78119166

近年、自然災害による甚大な被害が発生していることから、発災時に迅速・円滑かつ適正な処理を進めていくため「上尾市災害廃棄物処理計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【計画(案)の公表・意見募集期間】**3月1日(金)～29日(金) **【計画(案)・意見書の設置場所】**西貝塚環境センター、市役所1階情報公開コーナー
※市ホームページにも掲載します。**【市内に在住・在勤・在学の他人【意見などの取り扱い】**内容を検討し、策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。**【提出方法】**意見書(市ホームページ)からダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(29日消印有効)、またはファクス、メールで西貝塚環境センター(〒3620057西貝塚35-1、☎52570000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

上尾市職員倫理条例(案)への意見を募集

職員課 ☎77555112
☎77519819

市職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に当たると「上尾市職員倫理条例」の制定を検討しています。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。**【条例(案)の公表・意見募集期間】**3月11日(月)～29日(金) **【条例(案)・意見書の設置場所】**職員課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。**【市内に在住・在勤・在学の他人【意見などの取り扱い】**内容を検討し、策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。**【提出方法】**意見書(市ホームページ)からダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(29日消印有効)またはファクス、メールで職員課(〒3628501本町3-1-1、☎5102000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

上尾・伊奈広域ごみ処理施設候補地選定基準(案)への意見を募集

環境政策課 ☎77569925
☎77599872

上尾市と伊奈町は、現在のごみ処理施設の後継施設を共同で建設するための協議を進めています。今年度は、上尾市内、伊奈町内から候補地となり得る箇所を抽出するための選定基準の策定を行っています。このたび、その案がまとまりましたので、意見を募集します。**【選定基準(案)の公表・意見募集期間】**3月1日(金)～4月1日(月) **【選定基準・意見書の設置場所】**環境政策課、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。**【市内に在住・在勤・在学の他人【意見などの取り扱い】**内容を検討し、策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。**【提出方法】**意見書(市ホームページ)からダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(4月1日消印有効)、またはファクス、メールで環境政策課(〒3628501本町3-1-1、☎5251000@city.ageo.lg.jp)

へ ※電話では受け付けできません。

都市計画案の縦覧と意見書の受け付け

都市計画課 ☎77517629
☎77599906

都市計画法第17条第1項・第2項の規定により、上尾駅東口地区(宮本町と柏座一丁目の各一部)・中山道東側A地区(宮本町と上町一丁目の各一部)・中山道東側B地区(宮本町の一部)の都市計画の変更に係る原案の縦覧と意見書提出の受け付けを行います。 ※当変更は関連する法律の改正に対応するために行うものであり、都市計画における規制内容自体に変更はありません。 ●案の縦覧 時3月1日(金)～15日(金)8時30分～17時15分(土(日)を除く) 所都市計画課 ※市ホームページでも縦覧できます。 ●意見書の提出 上尾市民または利害関係人 **【提出方法】**意見書(都市計画課にある。市ホームページ)からダウンロードも可)に必要事項を記入して、15日まで(当日消印有効)に直接または郵送で都市計画課(〒3628501本町3-1-1)へ



市長通信 輝く!
あげお

共に学び合う教育を目指して

1月26～27日、コミュニティセンターで開催された、上尾市特別支援学級等・特別支援学校による「児童生徒合同作品展」を見学させていただきました。

どの作品も手の込んだ個性溢れる素晴らしい作品で、とても感動しました。このような、見る人の心をひきつける作品が生まれる活動は、これからも大切にしたいと感じます。

市では、小学校全校と中学校6校に特別支援学級を設置し、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援しています。また、市独自に、特別支援学級補助員を配置し、学級担



躍動感ある造形と豊かな色彩です 作り手の方の心が感じられます

任と連携しながら、一人一人に合わせた学習や生活ができるよう配慮しています。

障害のあるなしに関わらず、上尾に住む皆さんが、一人の人間として尊重されることが大切です。児童・生徒の皆さんが学校生活を通じて、共に学び、お互いを理解し合いながら、豊かな人間性を育んでもらいたいというのが私の願いです。そのためにも、市教育委員会、学校、地域など関係機関が連携し、豊かな学びを育める環境をさらに充実させていきたいと思ひます。

市長 富山 稔

子育て三世代同居・近居応援事業



子ども支援課 ☎783-4962・☎774-5342

子育て三世代の同居・近居を支援するため、住宅取得などに要した費用の一部を助成します。
対象 次の①～③のいずれかに該当し、(1)～(8)の全ての条件を満たす人
 ①子育て世帯が市外から転入し、市内に居住している親世帯と同居または近居する
 ②親世帯が市外から転入し、市内に居住している子育て世帯と同居または近居する
 ③子育て世帯と親世帯がともに市外から転入して同居または近居する
 (1)継続して3年以上市外に居住し、平成30年4月以降に当該住宅の取得またはリフォームならびに所有権保存(移転)登記を行い、市外から転入している
 (2)子育て世帯が中学生以下の子ども

もを養育している(3)住宅の取得またはリフォームに関する契約を締結し、費用の支払いを完了している(4)子育て世帯と親世帯の全員が上尾市に住民登録している(5)市税などの未納がない(6)申請日から5年以上当該住宅に居住する意思がある(7)過去に2親等内の親族が当該補助金の交付を受けていない(8)リフォームによる申請の場合、500万円以上(消費税などを含む)の工事である **【補助金額】** 上限30万円 **【申請期限】** 転入した日または住宅の所有権保存(移転)登記をした日のいずれか遅い日から6カ月以内 ※本事業は2020年度で終了予定です。 **【必要書類】** 子育て世帯の戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、建物に係る登記事項証明書の写し、住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し、建築基準法に基づく検査済証の写し **☑**申請書(市ホームページからダウンロード)に必要書類を添えて、直接、子ども支援課へ

高額医療・ 高額介護合算療養費の支給

保険年金課 国保給付担当 ☎ 78216481
 (高齢者医療担当) ☎ 7751125
 高齢介護課 ☎ 77519827
 ☎ 77516473
 (管理給付適正担当) ☎ 7768872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。※市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、支給の対象になる人には3月以降(予定)に申請書を送付します。送付された申請書を、保険年金課または各支所・出張所へ持参するか、保険年金課へ郵送してください。※住所変更や他の医療保険に異動した場合などは、お知らせできないことがあります。

バイクや軽自動車の廃車などの 手続きは4月1日まで

市民税課 ☎ 7755130
 ☎ 7759846

軽自動車税は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税され



原動機付自転車オリジナル ナンバープレートの交付を開始

市民税課 ☎ 775-5130・☎ 775-9846

動く広告塔として市の魅力をPRするため、上尾市イメージキャラクター「アップー」と市の花「ツツジ」を大きくあしらったオリジナルナンバープレートの交付を開始します。交付済みの既存のナンバープレートと無料で交換できます。

【受付開始日】4月1日(月)8時45分～ 【交付場所】市民税課 【交付車種】原付第1種(白色・50cc以下)、原付第2種甲(黄色・90cc以下)、原付第2種乙(桃色・125cc以下) 【必要書類】下表のとおり

	交付済み ナンバープレート	販売証明書	標識交付証明書	印鑑	届出人の本人確認が できる物 (自動車運転免許証他)
新規		○		○	○
交換	○		○	○	○

※譲渡された車両で新規交付を申請する場合は、販売証明書の代わりに廃車証明書と譲渡証明書が必要です。なお、他市区町村のナンバーが付いた状態で譲渡されている場合は、市民税課に問い合わせてください。

※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

※交換は一つのナンバーにつき1回限りです。

※番号変更に伴う自賠責保険などの手続きについては、加入している保険会社に問い合わせてください。

■交付開始番号

原付第1種/A・・・1～、原付第2種甲/K・・・1～、
 原付第2種乙/P・・・1～

※番号の指定はできません。

※末尾が4、9など、一部除外する番号があります。

■交付について

ナンバープレートは受付順に若い番号から交付します。4月1日8時45分の交付開始の時点でオリジナルナンバープレートの交付希望者が複数いる場合は、抽選で受け付け・交付する順番を決定します。

※抽選で取得できるオリジナルナンバープレートは1人1枚です。

※既存のナンバープレートも従来どおり交付します。

※交付について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ます。廃車などの手続きは、4月1日(月)までに行ってください。
■原動機付自転車の廃車などの手続き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡他)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてく

ださい。※詳しくは、市民税課に問い合わせてください。
■他市区町村のナンバープレート交換の手続き

転入した人で、上尾市のナンバープレートに交換していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で手続きをしてください。※他

市区町村のナンバープレート(上尾市のナンバープレートでないもの)の廃車手続きは、受け付けできません。詳しくは、市民税課に問い合わせ

てください。
■125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き

次の手続き先に問い合わせ

さい。 125ccを超えるバイク／埼玉運輸支局 050-55401202
6、軽自動車(二輪・四輪)／軽自動車検査協会埼玉事務所 050-38163110

自動車燃料費助成金支給制度

障害福祉課 07755122
07768872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は上・下半年年2回)。今年度の窓口受け付けは、3月29日(金)までです(郵送は31日(日)消印有効)。【必要書類】①申請書(障害福祉課にある。市ホームページからダウンロードも可)②今年度の助成対象月から3月31日までの領収書(市内の給油所に限る)③車検証(郵送の際は写しを添付) ④直接または郵送で障害福祉課(〒361-8501本町3-1-1)へ

情報・賑わい発信ステーション「あびっこ」の終了

広報広聴課 07754918
07768873

JR上尾駅東口の「AGEO・タウン」(宮本町3-2)にある情報・賑わい発信ステーション「あびっこ」

は、事業期間の満了に伴い、3月30日(土)で終了します。

今後、「あびっこ」のスペースは、市観光協会が活用する予定です。

4月から 国民年金保険料の産前産後期間が免除に

保険年金課 07755137
07759827
大宮年金事務所 065213399

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。 ①国民年金第1号被保険者で、出産予定日または出産日が2月1日以降の人 【免除期間】出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合3カ月前から6カ月間) ※ただし、3月分以前の保険料は免除されません(例)3月に出産した場合は、4、5月分の保険料が免除。 【受付開始】4月1日(月)から ※それ以降は、出産予定日の6カ月前から届け出ができます。届け出方法など詳しくは、大宮年金事務所または保険年金課に問い合わせてください。なお、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)にも詳細が掲載される予定です。

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 0782-6471・0775-9827

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの物は1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物は2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票他) ※外国籍の人は、併せて在留カードとパスポートが必要で
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	
脱退	子どもが生まれた	国保保険証、母子健康手帳、預(貯)金通帳、出産の領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
	他市区町村へ転出する	国保保険証	
その他	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した		

※加入の届け出が遅れた場合も、他の健康保険などの資格を喪失した日から国保加入となります。国保税は、国保加入月にさかのぼって課税されます。
※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失し、国保税は、資格喪失した日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただくことがあります。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

国民健康保険税率改正後の試算

保険年金課 ☎782-6471・☎775-9827

『広報あげお』2月号でお知らせしたとおり、平成31年度から国民健康保険税率などが変更になります。

国民健康保険の安定的な財政運営を継続し、加入者の皆さんへ医療給付を行うため、ご理解とご協力をお願いします。

また、平成31年度からの税率で試算を希望する場合は、市ホームページで国民健康保険税の試算ができます。インターネットを利用できない場合は、保険年金課窓口や電話でも試算ができます。その場合は、世帯内の加入者分の平成30年中の収入が分かる物(源泉徴収票や確定申告の控え他)を用意して、直接または電話で保険年金課へ問い合わせてください。 ※支所・出張所では試算できません。

国民健康保険税の計算例

記載している金額は、1年間の保険税額(年税額)です。年度途中で加入や脱退の場合は月割で調整されます。

【例1】3人世帯(40代夫婦・子1人)



給与所得:1,920,000円
(給与収入:3,000,000円)

平成31年度年税額 297,100円

(平成30年度の場合、234,800円)

【例2】2人世帯(65歳以上)



年金所得:1,200,000円
(年金収入:2,400,000円)

平成31年度年税額 134,800円

(平成30年度の場合、112,900円)

【例3】単身世帯(65歳以上)



年金所得:300,000円
(年金収入:1,500,000円)

平成31年度年税額 11,100円

(平成30年度の場合、9,900円)

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため2割軽減適用後の税額

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため7割軽減適用後の税額

【計算例(例1の場合)】

1,920,000円(給与所得)-330,000円(基礎控除)=1,590,000円(所得割のもととなる額※1)…①
加入者数:3人(うち、40~64歳:2人)

※1 所得割のもととなる額=総所得金額等(給与所得・年金所得・営業所得などの合計額)-基礎控除33万円

世帯主(40代)
給与所得:1,920,000円
(給与収入:3,000,000円)

妻(40代)
収入なし

子ども(9歳)
収入なし

	所得割 (所得に応じて計算)	均等割 (加入者数に応じて計算)	※100円未満切り捨て
医療分	①×6.8% 108,120円	+	3人×27,000円 81,000円
後期高齢者支援分	①×1.9% 30,210円	+	3人×10,000円 30,000円
介護分 (40~64歳だけ)	①×1.5% 23,850円	+	2人×12,000円 24,000円
			II
年税額			297,100円

国民健康保険税では、総所得金額等の世帯合計が一定以下の場合、均等割額が7割、5割または2割軽減されます。計算例の世帯については、平成30年度時点での軽減判定基準所得※2で判定しています。

※2 詳しくは、『広報あげお』4月号でお知らせします。

セブン&アイグループ各社と「地域活性化包括連携協定」を締結

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

2月8日、市はセブン&アイグループの(株)イトーヨーカ堂、(株)セブン&アイ・クリエイティブ、(株)セブン-イレブン・ジャパンと「地域活性化包括連携協定」を締結しました。

今後、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、市内における地域のより一層の活性化を図ることを目的としています。



左から(株)セブンイレブンジャパン齋藤上尾地区ディストリクトマネジャー、(株)イトーヨーカ堂戸崎玉ゾーンマネジャー、畠山市長、(株)セブン&アイ・クリエイティブ石井CSR部総括マネジャー

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・FAX775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより、加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	マイナンバーカード(通知カード)、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ・国内に協力者(家族など)がいる場合／年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ・協力者がいない場合／年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、預(貯)金通帳と届け出印
	任意加入		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付	保険年金課	本人確認ができる物、印鑑 ※急ぎの場合は、大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外／免除申請		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生／学生納付特例申請		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑、学生証または在学証明書

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書、印鑑

※通知カードの場合は、本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート他)が必要です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。